（例規３１）

陸幕総第２３９号
１９．４．１２

改正　平成23年２月９日陸幕総第95号　平成30年３月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長

偕行社の支援要領について（通達）

標記について、別紙のとおり支援されたい。

添付書類：別　紙

２」

別　紙

偕行社支援要領

１　方　針

公益財団法人偕行社（各地の偕行会を含む。以下「社」という。）の充実発展とその活動に期待するため、次に掲げる事項について隊務運営に支障のない範囲で所要の協力を行う。

(1)　在職隊員に対する社の趣旨及び活動状況の普及

(2)　社が行う行事等に対する協力支援

２　実施要領

(1)　社の趣旨及び活動状況の普及

部隊等の長は、社から送付される資料、機関誌等の回覧、掲示等又はその他適切な方法を講じることによって、隊員に対する社の目的、事業等の趣旨及び活動状況の普及に協力するとともに、各種関係行事等の機会をとらえ、隊員に対する社との連帯感の育成に努めるものとする。

(2)　社が行う行事等に対する協力支援

陸上自衛隊の広報活動に関する達（陸上自衛隊達第３１－１号）第３章に基づき必要な支援を行うものとする。